

会 議 録

会議の名称	第4回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会		
開催日時	令和2年8月6日(木) 19:00~21:00	開催場所	ふれあいこども館
出席者	<p>1. 委員 大西会長、小森副会長、大谷委員、柴山委員、手嶋委員、白水委員 井中委員、明星委員、重野委員、西田委員、八代委員 (欠席者) 無し</p> <p>2. 執行機関(事務局) 中村保健福祉部長 こども応援課 春崎課長、渡邊こども応援担当係長</p> <p>3. その他 (株)よかネット(コンサルタント) 2名</p>		
配布資料	資料1 条例素案		
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由:情報公開条例第9条第 号に該当)		

議題及び審議の内容

1. 開会

2. 議題

(1) 条例素案

●前文

委員：質問ではないが、前文の最後にある「約束します」が、とても優しくて良いと思った。「条例を制定します」という堅い言葉を使用するのではなく、子どもたちのために約束しますという言葉は、とても心に響いた。

●第1章

第2条

委員：第2条の定義について、「子ども」の後ろに1マス空けて、「市内に居住し～」となっているが、1マス空けるのではなく、「」等を使用したほうが良い。「子ども、保護者、育ち学ぶ施設」の後ろの文章は、それぞれの説明文ということは分かるが、読みづらい。文言の説明ということが分かるように修正したほうが良い。

会長：確かに、読み進めると文章が一体となった様に感じる。子どもに関する説明、保護者に関する説明であることが分かるように、表記を工夫できれば良い。

事務局：他の条例では、定義を説明するときに一文字開きが使われている。

委員：一番新しい条例になるため、皆に分かりやすいように工夫してほしい。

事務局：分かりやすくできるか確認する。

委員：子どもたちに対して分かりやすい表記にしてほしい。

会長：第1章は、この内容で進めていく。

●第2章

第6条

事務局：第3号と第4号の順番を入れ替える。また、第1号で、「自分の価値」と記載しているが、価値という言葉を使用することが適当なのかご意見を伺いたい。

委員：第1号は、権利を持っている一人として尊重されることの意味になると思う。価値は漠然としているので権利が良いのではないか。

事務局：第1号の意味合いは、「ありのままの自分」ということを伝えたい。

委員：今言われた、「ありのままの自分」が良いのではないか。

会長：「ありのままの自分を認められ、尊重されること」が良いと思う。

委員：価値はおかしい。

事務局：第1号は、「ありのままの自分」に修正する。

第8条

委員：第2章は子どもにとって大切な権利という極めて重要な文言だと思う。

本章では、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、「守られる権利」もあると思うが、この場合問題で無いので割愛する)、参加する権利となっている。参加する権利は、参加すれば良いだけでなく、参加して何をすることが重要である。意見表明権という言葉がある。参加する権利の文言で、表明等の単語は出ているが、参加する権利と同等に、意見表明権(意見を言う権利)を明確に打ち出したほうが良い。子どもにとって大切な権利を謳うのであれば、参加する権利だけで良いのか疑問に思った。

事務局：意見表明権は、具体的にどのような形で追記すれば良いか。

委員：第8条の題目に、「子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げることが保証されます」とあり、そのためには「自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること」となっている。ただ参加するだけで良いのではない。例えば、(参加する権利)ではなく、意見を表明する権利や参加する権利ということを()書き内で記載し、具体的な内容を各号で記載する。

また、「主体的に参加する」とあるが、どこに参加するのか、社会参画にあたるのか分からない。具体的に、社会に参画し意見が活かされる機会を設ける、社会参加に際し必要な支援が受けられるなど、もう少し、条文の思いが伝わるようにしてほしい。

委員：(参加する権利)は、実行、計画、参加する流れになるので、参加ではなく参画になると思う。ただ、子どもたちにとって参画という言葉が難しいので、参加でも良い。

会長：子どもにとって理解しやすいのは「参加」だと思う。また、先程意見が挙がった(意見を表明し参加する権利)は良い。

委員：(参加する権利)の中身で、意見表明に関する内容が含まれているので、改めて記載しなくて良いと思う。

第2号「成長・発達に応じて活動の機会が用意されること。」の活動の前に、社会といった単語を追記すれば良い。(参加する権利)を変更するとなると、他の()の部分も追記しないとイケない。

会長：意見表明は14条にも記載している。意見をまとめると、(参加する権利)は変更せず、第2号の活動の部分に社会活動を追記するという意見が挙あった。

副会長：現状として、実際にジュニアリーダーやまちづくり等で、子どもたちは意見を出している。また、総合計画を策定するにあたって中学生の意見を出している。子どもたちの意見を保障する、地域づくりに参加する、社会参画するという点を踏まえ、意見表明に関する内容を入れた方が良い。ボランティアや学校だけではなく、地域でも意見をきちんと言えるように育てることは大事だ。

委員：小中学校では、コミュニティスクールが行われている。その中では、子どもたちが地域に戻って、社会の一員として参加することが謳われてい

る。(参加する権利)の中で、参加するだけではなく、社会の中で意見を表明できる場所があるということを知ってもらい、自分たちの意見が地域に活かされることも併せて知ってもらいたいと思っている。「意見を表明する」という文言の記載方法は様々だと思うが、意見を言えるということが分かったほうが良い。第8条「主体的」に、意見表明権が含まれていると思う。

会 長：総合すると、表現は様々あるが、(参加する権利)を(意見を表明し、参加する権利)にする。「主体的に参加する」を「主体的に社会に参加する」、第2号の「活動」を「社会活動」に変更する等、社会に関する文言を追記する。

委 員：社会活動というのは、分かりやすくて良い。

会 長：活動では抽象的なので、社会は入れておいたほうが良い。文言は子どもたちに分かりやすい形で再度検討する。

●第3章

第9条

委 員：前回の条例案であった第9条の第5号、第6号、第10条の第3号、第4号は、第12条にまとめられたと思うが、子どもたちの権利が奪われる場所が、家庭や育ち学ぶ施設で起きている現状があるので、重要だということ認識してもらうために、元に戻してほしい。特に(家庭における権利の保障)の中には、しつけと言って暴力が行われている現状がある。ここで、保護者の人に「これはしてはいけないこと」を繰り返し言うためにも、条例はまとめて伝えるものかもしれないが、ここを見る時に家庭の保護者は、記載されていないと、そこまで意識しないと思うので記載してほしい。また、第6号「たばこ及び酒類の害～」について、薬物も今の世の中低年齢化していることもあるので、薬物も追記してほしい。

会 長：第12条に、第9条の第5号、第6号、第10条の第3号、第4号をまとめたのは、より見やすくするため等の意図があるのか。

事 務：前回、まとめておいた方が良いという意見があったのでまとめた。

会 長：条例として繰り返し出てくる形にはなるが、委員の皆さんの意見を聞きたい。個人的には、まとめると見やすいと思う。ただ、並べてみると、家庭、育ち学ぶ施設、地域と同列に、虐待体罰及びいじめの禁止が出てくるのに違和感を覚える。家庭、育ち学ぶ施設、地域と、対象、場所を並べていく中で、最後に虐待体罰及びいじめの禁止が浮いてしまうような感じはする。

委 員：最初に、第12条(虐待体罰及びいじめの禁止)を第9条に置き換える。その後に、家庭、育ち学ぶ施設、地域の順番を入れ替えれば、すべてにかかると説明できるのではと思う。

会 長：私も同意見で、1番最初に持ってくれば、全てにかかってくると思う。

今順番を入れ替えるとの意見が出ているがどうか。例えば、第 12 条を第 3 章の一番上に持ってきて、この条が全ての条に関わるということが言えれば良い。

事務局：(虐待、体罰及びいじめの禁止) を第 9 条に持って行き、残りの条文への関連付けについては、逐条解説の中で説明しようと考えている。

会 長：条文の順番を変更し、各条文の関連性は、逐条解説で説明することにしたい。

委 員：(家庭における権利の保障) について、以前の条例案では非常に具体的であったため、条文の追記修正が難しかったと思う。今回の案では、非常に文章的にスッキリしたと思うが、逆にスッキリしすぎて、保護者の第一義的責任をあまり感じない。さらっとしすぎて、保護者は子どもにとって 1 番大切な存在で、子どもたちを守る人であるとは思いますが、その思いがさらっとしすぎて感じない。言葉は思いつかないが、保護者にとって子どもは大切だということが、伝わる文章が入れば良い。

会 長：確かに、前回に比べてさっぱりした感じになったと思う。保護者が子どもにとって第一義的存在だということが、より前回のように細かく記載するのではなく、もう少し伝わる文言であれば良い。

事務局：文言については、再度検討する。

委 員：第 9 条で、「保護者は、子どもを心身ともに育成することについて第一義的責任を負います」を、「保護者は、子どもを心身ともに育成することについて、子どもにとって最も良いことは何かを第一義的に考える責任があります」にすると、全体にかかるのではないか。

会 長：確かに、子どもにとって最も良いこと、という表現を活かしたい。

事務局：第 9 条第 2 号「家庭が子どもの基本的生活習慣の確立及び人格形成にとって重要な役割と責任」とあるが、少し前時代的な文言のような気がする。先程言ったように、「最も良いことは何かを第一」等入れても良いのでは。基本的生活習慣の文言が、どこから来たのか分からない。

会 長：確かにその通りである。基本的生活習慣の確立は、もちろんあると思うが、例えば、子どもの気持ちを受け止め、または楽しむ時間を確保する等、そのような言葉のほうがより親しみやすいと思う。この部分については、文章を柔らかくしてほしい。

委 員：前回案の、第 9 条第 6 項を復活するのであれば、保護者だけではなく地域も関わる話だと思う。

委 員：第 12 条(虐待体罰及びいじめの禁止) を第 3 章の 1 番最初に記載することで、前回案の第 9 条第 5 項、第 6 項、第 10 条第 3 項、第 4 項は、再度記載しない。薬物の使用が低年齢化し、問題になっているので、どこかに薬物に関する内容を追記してほしい、

委 員：第 16 条(有害・危険な環境からの保護) に飲酒に関する内容が記載されている。第 3 章子どもの権利の保障の中で、第 9 条第 6 項が入るのは少し違うと思う。

会 長：第 16 条に記載すれば全てにかかると思う。第 3 章は、頂いた意見をもとに修正する。

●第 4 章

事務局：条例の順番を変更する。第 13 条→第 15 条→第 20 条→第 17 条→第 14 条→第 18 条→第 19 条→第 16 条→第 21 条にする。

第 17 条

委 員：(子どもの居場所、遊び場づくり) とあるが、子どもの居場所は非常に大切だと思う。子どもは、居場所があれば相談しやすい。子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりについて、第 2 号「子どもが様々な世代の人々と触れ合うことのできる機会の提供」、第 3 号「豊かな体験をすることができる機会の提供」、第 4 号「自然に親しむことのできる機会の提供」で記載されているが、家に帰っても誰もいない子どもが居場所として過ごすことができる場所や、ご飯を一人で食べる子どもが、誰かと一緒に食することができる場所等、安心して過ごせるような居場所づくりが救済と繋がることでできれば良い。

また、(遊び場づくり) とあるが、第 2 号、第 3 号、第 4 号の観点からしか記載されていない。近所に遊び場が無い、公園はあるがボール遊びができない等、子どもの周りの環境も救済と繋がる部分で考えることができれば良い。

第 19 条

委 員：(特別な支援が必要な子ども・家庭への支援) について、親がしっかり養育できない家庭の子どもが沢山いる。ひとり親家庭だけではなく、両親ともにいるが、子どもに朝ごはんを食べさせない、親だけで遊びに行つて子どもは留守番等、そのような環境の子ども達も支援の対象になれば良い。

第 20 条

副会長：第 20 条(相談・救済) は、第 5 章に独立してほしい。第 4 章「子どもにやさしいまちづくりの推進」の中に入れるのではなく、新たに章として起こしてほしい。(相談・救済) の説明をもう一度してほしい。

事務局：(相談・救済) について、法務局で、子どもの権利に関する救済の申し立てがあった際に、対応できる体制が整っているのだから、那珂川市としては、その制度と連携する形を考えている。那珂川市単独での救済機関の設置を考えていない。

副会長：那珂川市として責任を持って、単独でしてほしいという思いがある。法務局につなぐことは、今まででも行ってきた取り組みだと思う。条例が出来るので、那珂川市として責任を持って救済をしてほしいという思いが

ある。前回の審議会でも、後半はそのような意見が多く出ていた気がした。

委員：今日は、これだけを言いたいと思ってきた。救済の部分が非常に曖昧で具体的ではないと思った。この条例を総括的にまとめるのが、(相談・救済) だと思う。相談されて救済する、そのために条例を作っている。権利が保障されない子どもがいた時にどうするか、法務局にもっていく問題ではない。私たち市民が考えないといけない。条例案が非常に曖昧で怒りを感じている。送っていただいた資料を見て、間違いでないか何度か熟読した。

私が尊敬する志免町の条例は、2006年に福岡県内で1番最初に策定され、良く作られている。志免町の子どもの権利条例では、町長も策定委員会に参加したと聞く。何度も志免町に行き、委員の方と話をし、権利の救済が一番大事だと言われた。志免町では3人の救済委員を町議会の承認を受けて任命しており、重みがある。3人の救済委員で完結しており、その下に権利・救済の推進状況を確認する権利委員会(10人)がある。権利委員会は、毎年緻密な報告書を出し、凄いと思っている。報告書の内容について、参考までに、志免町における権利の情報の把握、ヒアリング、行政の自己評価アンケート、子どもの権利アンケート、子どもの座談会、行政との意見交換、まとめ、その他とある。ここまでしないとダメだと思う。

せっかく那珂川市の条例を作るので、他人ごとではなく、那珂川市の子どもたちを、どう救済するのか。救済委員会の設置を那珂川市では考えていないということだが、ここに書いていることは全て具体的でない。今、新しく条例を作っているのだから、那珂川市としての方針、子どもが権利を侵害されたときに、私たちで真剣に考えるという姿勢が大事ではないか。その姿勢が無いので非常に良くない。

委員：相談・救済が条例の肝だと思っている。今まで、救済がたらい回しにされた、救済まで至らなくて、子どもの命が絶たれてしまった現状がある中で、新しく作る条例には、きちんと大人たちが、守る、救済するということを謳わなければ市として姿勢が示せないと思う。この部分の中身について、具体的な文言で書いてほしい。このことを言わずには帰れない。

委員：相談・救済が条例の総まとめになる。これが無ければ、この条例は必要無いと思う。子どもが権利を侵害されたときに、私たちが子どもたちのためにしっかり考えないと、大人の責任を果たせないのではないか。

委員：私も同意見で、これだけは発言したいと思っていた。条例を形の上で作っただけでは、形骸化してしまう。そのようになった自治体は沢山ある。条例を策定するということは、那珂川市の子どもに対する約束だと思う。また、約束するにあたっての那珂川市としての覚悟だと思う。条例で、「権利があります」というだけではなく、権利は侵害されたときに救

済します、保障します、保護します。救済制度が無ければ本当に意味が薄くなる。実際に沢山の自治体で実施されている。

また、前回は申し上げたが、救済制度と検証制度を明確にしないと、非常に弱い条例になる。

委員：志免町は、膨大な報告書を出しており、実に真剣に救済に取り組まれている。居場所を作って食事を提供する等、様々な活動を行っている。志免町に5、6回訪れて話を聞いた。

委員：今回の条例案で、(施策の検証)は、よく整理されている。(相談・救済)は検討する必要がある。

事務局：まずは相談できる場所、相談できる人の確保が一番大切だと思っている。相談があれば人権擁護委員さんに繋げる等、報告体制も整える。まずは、子どもたちが相談できる場所を確保し、人権擁護委員等の専門機関に相談し救済を確実に行う。救済委員を設置しなくても、今ある既存の機関と連携し、対応できると考えている。

子どもの権利が侵害される具体的な例で虐待がある。虐待の場合は、基本的に児童相談所が直接対応する案件となる。体罰は、教育委員会が対応する案件となっている。いじめは、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された。それに基づいて那珂川市では、いじめ防止対策推進条例を策定しており、いじめが発生した際は、いじめ防止対策推進条例に基づいて対応する。子どもの権利救済機関にかかる案件は、こういった案件が想定されるのか。

副会長：具体的には、分からない。

委員：そのような考え方であれば、子どもの権利条例はいらぬのではないかと。児童福祉法があるから、学校の先生がいるから、大人がいるから、では解決しない。立場や様々な問題があるかもしれないが、那珂川市の本音を言ったほうが良い。予算が付かないなら言ってくれば良い。本音が分かれば、議論が出来る。

委員：個別対応ではなく、全部を受け止める機関がどこにあるのか。

事務局：その機関は作る。

委員：少なくとも現状を那珂川市は知らない。相談する場所はたくさんあり、人権擁護委員も相談を受けているが、深刻な相談は来ない。どこかで相談が止まっている、あるいは子どもたちは手を挙げられない。相談できる場を開かないといけない。人権相談できる場がある、法務局があると言っても誰も行こうとはしない。そこは認識しないといけない。

事務局：相談できる場所は作る。

委員：子どもたちは手を挙げられないと思う。

事務局：小学校等、様々な場所に相談員が出向く等の取り組みは今後実施し、アウトリーチしていきたい。

委員：相談委員やソーシャルワーカー、ケースワーカーがいるが、子どもの現状は良くなっているのか。対応はスムーズにできているのか。その問題

意識が無いと、進まない。ここに現場の人がたくさんいるので、子ども達の現状は私たちより専門家の方が、詳しいはずだ。身近な先生方やPTA、たくさん問題があると思う。

副会長：自分の子どもが学校に行っていた時よりも、はるかに学校に行けない子どもの数が多く、その要因を考えている。市長も私たちが、市民案を提出した時に、「この時期だから、本当にありがたかった」と言われた。子どもの環境が、貧困等により沢山問題があるから、時期的には良かったと言われた。中身のある条例を作らないといけない。最初の説明時に、必要であれば条例制定後に変更可能と言われたが、それは違うと思う。

事務局：まずは、子どもたちが相談できる相談委員の設置を考えている。相談委員は子どもの話を聞くだけではなく、家庭で問題が起きれば、家庭で話をする、子どもの気持ちを保護者に伝えるなど、子どもの権利を守ることを保護者に理解してもらえるような業務を担うことを考えている。

会 長：相談委員は救済委員という言い方をして良いのか。

事務局：相談委員是那珂川市が任用する職員にあたり、第三者的機関では無いため救済委員では無い。

副会長：こども応援課が把握していないだけで、学校現場では先生等が相談対応をしているのではないか。直接、こども応援課には来ないが、学校現場では絶対に行っている取り組みだと思う。相談や話を聞くということは、ずっと取り組まれているのではないか。

会 長：確かに、スクールソーシャルワーカー等が学校に配置されており、相談員との違いが分かりづらい。

委 員：救済は絶対に必要だと思う。形だけの子どもの権利条例になってしまう。実効的な子どもたちにとって有効な条例になるために救済は必要だと思うが、どんな救済があるか分からないので、救済に関する他市町村の例があると、意見は出せるかも知れない。

子どもの相談について、小中学校では毎月いじめに関するアンケートを実施している。子ども達の声、アンケートを通じて拾い、それを委員会やソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと共働して、子ども達の対応をしている。こども応援課の方には、子どもにとって厳しい家庭環境の家族に対応してもらい、親と話す等して頂いている。ただ、中々改善出来ていない。まだまだ救わないといけない子どもたちが多い状況となっている。

事務局：救済案件については、志免町や宗像市へ話を伺いに行った。実際にどのような救済案件があったか聞くと、志免町では保育園が子ども達に適切な指導をしていない等の案件があった。宗像市では、新聞・ニュースで報道された保育園の副園長が逮捕された事件は、相談をもとに救済委員が自主的に調査し発覚した。

委 員：このままでは良くないと思う。苦労していることは分かる。

委 員：常時、救済委員に報酬を支払うための予算を用意することに対して心配

しているのか。那珂川市男女共同参画推進条例では、苦情処理委員を設置しており、苦情があった際に招集し、対応を検討している。実際に活動した場合のみ報酬を出しており、救済委員も案件があった際に、報酬を出せば、心配するような額は必要無いのではないかと。

事務局：那珂川市いじめ防止等対策委員会も常設しておらず、必要があるときに集まっている。そのような形はとることができるが、今回は予算上の問題ではない。整理しないといけないことが、事務局にあるということは認識している。審議会の総意として、希望だということであれば、再度、調査研究をさせて頂きたい。

委員：学校では、友達との関係で不登校になった等問題が起きている。保育園では教師との関係で問題が起きている。家庭環境については、問題があっても、中々表に出てこない。

委員：家庭環境は表に出てこない。子ども同士では、保護者が気づく等で発覚するケースがある。私は那珂川市いじめ防止等対策委員会に入っており、いじめはしっかり対策していると思うが、家庭内の問題は表に出てこない。そこを、どのように対策するかが課題である。

委員：保健センターでは新生児が生まれてから数か月ごとに、保健師が必ず各家庭を訪問している。ネグレクトや虐待は家庭の中に入らないと分からないため、訪問という形をとっている。家庭の中に入る仕組みが無いと、家庭には入れない。

事務局：救済委員が家庭の中に入るわけではないという認識でよろしいか。

委員：救済は入らないと分からない。

事務局：ネグレクト等の虐待があった際に、児童相談所ではなく救済委員が家庭に入るということか。

委員：保健センターでは、家の中に入るという仕組みを作っているのですが、条例でも、家の中に入れるという仕組みをつくらないと、家庭の問題が表に出てこないのではと思う。

事務局：相談委員が家庭に入るということか。

委員：少し深読みしすぎている。人権擁護委員は警察ではない。人権擁護委員は相談が来た際に、それをどこが解決するかという筋道をつくる。DVやネグレクトの相談があった際に、加害者に直接問い詰めたりはしない。

児童相談所等の既存機関の動きをバックアップするための権利をつくらうとしている。それがあれば動きやすい。また、体罰を教育だと思ふ人は未だに沢山いる。体罰をしてはいけない、子どもには権利があるということを謳うことが大事だ。実務的に相談委員をつくり、相談があった時にどうしたら良いかを今考える必要はない。相談の有無に関係なく検討委員会は設置しないといけない。

様々な自治体にヒアリングで、子ども達からの相談は無いと言われても、実態として無いとは限らない。「自分たちでする」という考え方が大事だ。取り組みの際に条例があれば非常に動きやすい。現状では、無い

ため各機関で苦勞している。各機関の取り組みを条例でバックアップしていきたい。

那珂川市いじめ防止等対策委員会もほとんど機能していない。要因として、いじめの相談が無いため活動できていないからでは良くない。相談があるときに、相談を掘り下げる目線を持たないと、権利侵害は見えない。相談のアンテナを張るのがPTAの役割になる。

相談救済はきちんと謳わないといけない。その後、具体的な救済方法等を決めていけば良い。まずは、理念としてつくってほしい。

委員：審議会の役割を疑問に思う。第1回審議会で市長から委嘱を受け、委員が選ばれた。私は、那珂川市で子どもの権利について、様々な場所に行く等、真剣に学び、準備をされた方々がいることに感銘を受けた。その方々の影響により、素晴らしいスタートだったと思う。市民の方の意見は、ほぼ一致しているように思う。審議会の意見として、一致するものをまとめて頂ければ、審議会としての役割を果たせると思うが、今は事務局に対して一生懸命説得しており、構図としておかしい。審議会は、審議会としての答申を市長に対して、お出しする。それはできません、これならできますということを、那珂川市として、考えて頂くような進め方でないと、この議論はすごく変なことをしているような気がする。

委員：権利が侵された時に、どうすれば良いかが記載されていないと、条例に対して不安感を持つ。条例は法律では無いが、救済まで記載しなければ整った法体系にならないと思う。

事務局：救済機関に関しては、少し調査・整理をしたいと思う。

会長：救済については、審議会の意見は一致していると感じている。今後は、どのように救済を具体化するか、審議会として、どのような答申を出すかを決めれば良いと思う。

●第5章

第22条

委員：第3項「子どもを含めた市民」が残っている。子どもが主体の条例であるため、「子どもを含めた市民」に意見を聴きますというのは、本当に重要なことだと思うので、残して良かったと思う。

委員：行動計画はどこでつくるのか。

事務局：第22条に、那珂川市が行動計画を定めることを記載している。

第23条

委員：審議会の名称が推進会議に変わっているのはなぜか。

事務局：前は〇〇審議会として、具体的に内容を決めていなかった。「那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議」は、那珂川市から委嘱された、審議会と同等の組織であると考えている。

副会長：推進会議になった場合、委員の人数は減るのか。

事務局：減らない。

副会長：那珂川市男女共同参画推進条例の審議会をお手本にして、良い部分を十分に取り入れてほしい。那珂川市男女共同参画推進条例が策定されて以来、那珂川市はジェンダー理解、男女平等が進んでいる。審議会は1年に1度、担当課長に参加して頂き座談会を開催している。そのような審議会は今まで無かった。那珂川市男女共同参画推進条例を策定する際に、クォータ制を導入するのに、何回も審議会を開いた。クォータ制は行政にとって大変な事業だと思う。今、弁護士と学識経験者がクォータ委員となっている。初めての試みになるため、子どもの権利条例が出来れば、子どもの居場所作りや子どもが土日に直接相談できる場所づくり等、課題が沢山出てくると認識している。名称は審議会の方が良いのではないか。

事務局：審議会より推進会議の方が馴染みやすいと思っている。名称を推進会議にするのは問題ない。

委員：名称の問題ではなく、那珂川市に、きちんと意見を聴いてもらえる組織であるか確認している。

委員：那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議の内容は、すごく評価している。名称も審議会より、推進会議が良い。

第24条

事務局：行動計画を策定するにあたっては、那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議から意見を頂く流れを想定している。

委員：第1号「行動計画に関すること」とは、行動計画をつくることも含まれるのか。

事務局：含まれる。

副会長：協議会が委員数を7人から8人程度で少なくしないといけないのか。審議会であれば15人になる。人数の問題では無いが、委員は多い方が良い。

会長：少し頭が混乱しているが、審議会と推進会議を2つに分けるのではなく、推進会議の中で行動計画の策定を行うということか。私のイメージでは、審議会で行動計画の策定し、推進会議は、計画を進めていくと思ったが、そうではないということか。

事務局：推進会議は、審議会と同等の組織である。

会長：推進会議は、計画策定や、進捗の確認、条例の見直し等、様々な役割があるということか。

事務局：条例の見直しは、別の組織が行う。

委員：「那珂川市子どもにやさしいまちづくり推進会議」は、良い名前だと思う。

副会長：審議会や推進会議の位置づけは、那珂川市の条例に記載されていないのか。推進会議という言葉は初めて聞いた。

那珂川市として審議会をいくつ持っているのか、予算書、決算書で把握できないか。

事務局：名称だけの問題なので、位置づけとしては同じである。

会 長：名称については、推進会議が良い。

●第6章

会 長：第6章の内容については問題ない。

(2) 条例名称

事務局：条例名称決定については次回審議会に回す。

3. その他

会 長：今頂いた内容については、今後修正していくことになる。パブリックコメントの前に審査会の開催をしないといけない。事務局のほうで修正、確認していく形式となる。最終案については、会長の一任で決まるのか。

事務局：パブリックコメントの前にもう一度審議会を開く。

会 長：審議会では条例案を確認後、パブリックコメントを実施する。

副会長：スケジュールがコロナウイルスの影響で遅れているため、12月議会上程には間に合わないのではないかと。

事務局：2月議会に向けて進めている。パブリックコメントは、9月23日から10月22日を予定している。市民説明会も予定しているが実施方法を模索している。

副会長：インターネットを利用して説明をするのか。

事務局：市民説明会は開催したいが、10月のコロナウイルスの感染状況がどうなっているか分からないため、まだ判断できない。

会 長：市民説明会のスケジュールも含めて、次回の審議会の日程を決める必要がある。

事務局：次回審議会日程について、決まり次第ご連絡する。

会 長：8月後半で次回審議会を開催する。

4. 閉会